

会議録（2023年度 第5回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2023年12月25日（月） 午後1時30分～午後5時15分
- 2 場 所 愛知県本庁舎6階 正庁
- 3 出席者
(委員) 阿部委員、小川委員、加藤委員、北野委員、木全委員、
小谷委員、平松委員、藤森委員
(県建設局) 建設局技監、道路維持課担当課長、道路建設課担当課長、
建設企画課担当課長
(県都市・交通局) 都市整備課担当課長、公園緑地課長
(県農業水産局) 水産課担当課長
(県農林基盤局) 農林総務課農林技術管理室長
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①第4回委員会 会議録について
 - ②第4回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③第4回委員会 補足説明について
 - ④第6回委員会審議対象事業の抽出について
 - ⑤対象事業の審議について

【事前評価】	道路事業	5事業
【再評価】	街路事業	3事業
	都市公園事業	2事業
	漁港漁場整備事業	1事業
 - (3) 閉会

1 第4回委員会 会議録について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第4回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済)

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 第4回委員会 補足説明について

(1) 交通安全対策事業

【事後評価】

①交通安全対策事業：国道301号の補足説明

道路維持課から説明。

[委員] 現道とバイパスでピーク率や昼夜率が同じではないと思うが、私の中では朝夕のピーク4時間交通量で評価したことは意味がある事だと思う。朝のピークの交通量を見ると、約7～8秒に1台が事業区間を車が走っており、走行台数は多くはないが、交通安全対策を行わなくていいと判断するほど少なくもない数であると思う。ピーク時間で評価するという観点に対し、県としてはどのように考えているか。

[県] 例えば通学路という観点からすれば、特に通学時間帯の交通安全を意識するところがあり、通学時間帯の交通量によって事業の必要性を判断すべきと思うが、では1時間に何台かという、その基準については明確な基準もないため、今回は一日の自動車交通量について説明を行った。

[委員] 事業前までは本交差点は渋滞していたか。

[県] 交差点全ての方向で渋滞が発生していた。

[委員] 渋滞が無くなった分、車同士の追突は解消されると思うが、一方で車の走行速度が上がり、歩行者の危険性は高くなったとも考えられる。今回の事業でほとんど渋滞は無くなったと考えていいか。

[県] ほぼ渋滞は発生していないと聞いている。

[委員] 通常、バイパスができれば旧道は地元の方しか通らないことになるが、松平バイパスについては、下山方面から岡崎方面へ行くときは旧道を通る方がやや近いため、交通が完全にバイパスへは流れていないと考えられる。この内容であれば、交差点改良は意味があったものだと思う。しかし本来であれば、交通量は測るべきであるため、以降は注意していただきたい。また、今回の検討については調書に書いていただいていたか。

[県] 調書には、推定値で約 3,000 台/日という旨を追記させていただき、今回も数字自体は変わらないため、今の調書で進めさせていただきたい。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

4 第6回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第6回の対象事業は、「事前評価」が、公営住宅等整備事業の3事業と農業農村整備事業の4事業、「再評価」が、農業農村整備事業の6事業。

「審議対象とする事業及び抽出方法について」、「事前評価事業は再評価事業及び事後評価事業に優先して抽出する」、「1開催日に細事業種が同じ事業が複数ある場合は、一括審議とすることも可とする」とあるため、同一事業の公営住宅等整備事業の3事業については、一括審議として抽出する。但し、農業農村整備事業については、4事業とも細事業名が異なるため、4事業とも個別に抽出する。

再評価審議可能数は、事前評価の審議数が5件のため、3事業となる。抽出にあたっては、「審議対象とする事業及び抽出方法について」に従い、進捗状況と事業内容の考慮として、「事業期間の大幅な増加の有無や事業費、進捗率」に着目した他、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、そして、「過去の審議状況」の3点に着目した。

この結果、1番の賞正1期については、事業期間や事業費が大幅に増加したことから抽出した。また、4番の円楽寺については、事業費が増加したほか、事業進捗が低いため抽出した。最後に、6番の東細谷については、事業費が増加し、事業進捗も低く、またB/Cも1.0近くに低下したことから抽出した。

以上を総括すると、「事前評価」については、1番から3番までを一括審議とし、残りの4事業をすべて抽出する。また「再評価」については、1番と4番と6番の計3事業を抽出し、審議対象とすることを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

5 対象事業の審議について

(1) 道路事業

【事前評価】

①道路事業：春日井各務原線、瀬戸大府東海線、国道247号（衣浦大橋下り線）の 一括審議

道路建設課から説明。

(瀬戸大府東海線)

[委員] 用地補償費がかなり高いがなぜか。

[県] 街中の物件であることや途中に大きな物件であるゴルフ練習場があり、そのようなルート上必要な用地補償費を概算ではあるが計上しているためである。

[委員] バイパス整備というより現道拡幅であるか。

[県] はい。ただし、全て現道拡幅というわけではなく、現道がS字になっている箇所はバイパス整備を行っている箇所もある。

(国道247号（衣浦大橋下り線）)

[委員] 本事業は下り線の架け替えとしているが、上り線側はそのまま活用するのか。また、架橋当時に車線数が不足することは想定できなかったか。

[県] 上り線は、下り線の橋梁より新しい時期に架設されており、さらに昨年度、左折専用レーンの橋梁を増設し、合計3車線となっているため、問題なく活用できる。また、周辺地域の開発による交通量の増大、旧規格で狭い幅員のなか通行車両の大型化による走行性の低下など、交通課題が顕在化し、加えて、老朽化による現橋梁の維持管理費用の増大を勘案し、架け替え及び3車線拡幅整備を行うこととした。

[委員] B/Cが1.5ということだが、当該橋梁の重要性や交通課題の大きさからし

て、もう少し大きな数値が出ても良い印象を受ける。

[県] 衣浦大橋は、衣浦湾に架かる橋梁であるが、代替路として、南は衣浦トンネル、北は平成大橋であり相当距離が離れていることから、3車線整備をしても劇的に交通量が増えることはない。加えて、便益の計算上、現況交通量が相当多いので、便益金額が大きくなり、B/Cは1.5に留まっているが、数値に現れない地域経済への波及効果は大きいと考えている。

[委員] 維持管理費1.1億円には、現在の橋梁を引き続き管理した場合の差分を考慮しているか。かかる費用を比較する場合、架け替えれば、現在の橋梁を管理し続ける費用は不要となるため、その分は考慮しても良いと思う。

[県] 現在の橋梁の維持管理費分は見込んでいない。

[委員] であれば、調書のなかでその旨追記した方が良いと考える。

[県] 承知した。加筆修正する。

[委員] 代替路が限定され、万が一通行止めになった場合の影響は甚大で、本事業が持つ意義は非常に大きいという感覚を持っているが、調書の「貨幣価値困難な効果の評価」のなかで、もう少し表現しても良いのではないかと。

[県] 承知した。加筆修正する。

(春日井各務原線、瀬戸大府東海線、国道247号(衣浦大橋下り線))

[結論] 春日井各務原線、瀬戸大府東海線については、対応方針(案)を了承する。
国道247号(衣浦大橋下り線)については、評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

【事前評価】

②道路事業：国道301号(根引・林添バイパス)、豊川蒲郡線の一括審議
道路建設課から説明。

(国道301号(根引・林添バイパス))

[委員] 『滝脇』交差点にて2.7kmの滞留があるとのことだが、具体的に説明してほしい。

[県] 現道の線形、信号サイクルにも原因はあると想定されるが、現在、トヨタテクニカルセンター下山の工事関連車両に起因する渋滞が『滝脇』交差点を先頭に発生しております。また来年4月からはトヨタテクニカルセンター下山が本格稼働し、通勤車両等交通量の増加が予想される。

[委員] 『滝脇』交差点は本事業によりバイパスとなるか。

[県] バイパスになる。

[委員] トンネル等構造物はあるか。

[県] トンネルは3本ある。

[委員] トンネルが出来るということであれば、縦断勾配等線形の改善を期待する。

[委員] 『滝脇』交差点を先頭に渋滞するのはなぜか。

[県] 『滝脇』交差点の信号で車両が停車し、発進する際、当該区間が上り坂になっているため、発進が遅れる事が原因だと想定される。現在では、信号サイクルの見直しにより渋滞は緩和されている。

[委員] 環境への影響について、愛知県野鳥保護連合協力会と調整を行っているとのことだが、どのような影響があるのか。

[県] 調整内容としては、事業中における野鳥等への影響と道路整備における野鳥等の生活環境への影響が想定される。

[委員] 事業期間への影響はないか。

[県] 事業が中断することないように、事前に関係機関と調整を行う。

(国道301号(根引・林添バイパス)、豊川蒲郡線)

[結論] 2事業について、対応方針(案)を了承する。

(2) 街路事業

【再評価】

①街路事業：伏見町線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 事業費の増加について、事前に予見できなかったのかなど、具体的に説明してほしい。

[県] 工事費については、近年の資材価格や労務費の高騰、警察との協議の結果、仮橋を隣接する枇杷島橋と高架橋でつなぐ計画に変更したこと、地質調査の結果、杭位置の支持層が想定よりも深いことが判明し、杭の延長を変更したことで増額した。用地補償費については、物件調査による補償費の精査の結果、増額した。

[委員] 警察や特殊物件は、事前に調整してから概算金額を算出できないのか。

[県] 警察との協議については、事前協議を実施していたが、道路法第95条の2に基づく正式な協議は、詳細の設計がないと受付けてもらえない。事業着手前の時期に詳細設計は実施しないため、正式な協議の実施は難しい。特殊物件の詳細な金額は、許可を得て敷地に入り調査するまでわからない。また、詳細な金額なしでは相手先との調整もできないため、事業着手前は概算金額となってしまう。

[委員] 調書からは、やむを得ない増額であることが分からないため、その旨追記すること。

[県] 評価調書（案）を修正する。

[委員] 前回評価時と比較し、便益が増加している要因は何か。

[県] 交通量推計に用いるデータが、平成22年センサスペースから平成27年センサスペースに更新されたことで、前回評価よりも周辺自治体の発生集中交通量が約5%増加しており、周辺の交通量が増加している。全体の交通量が増加することで、当該路線の整備有無による交通の変動が大きくなっているためである。

加えて、費用便益分析マニュアルが改定されたことで、便益の原単位が増加傾向となったこと、基準年が前回評価年の2018年から2023年となり、社会的割引率の割戻しが5年少なくなったことで、便益が増加している。

[委員] 便益の変動要因について、調書に詳しく記載すること。

[県] 評価調書（案）を修正する。

[委員] 事業の効果の変化について、事業着手時と比べ B/C は低下しているが、なぜ判定は「A」としているのか。

[県] B/Cが1.0を超え、貨幣価値化困難な効果の評価値が0.6を超えていれば、事業効果は事業着手時から変わっていないとし、判定を「A」としている。

[委員] その考え方では、「B」は選択されないのではないか。事業着手時と比べ B/C はかなり 1.0 に近づいているため、「B」とすべきである。

[県] 評価調書（案）を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

②街路事業：名古屋津島線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 用地買収に時間がかかっているが、調書に「特に目立った反対者もおらず」と書いてあるため、2026年度に事業完了できるという理解でよろしいか。

[県] はい。用地買収については、難航していた物件もあったが、一部の物件は今年度に契約できており、残る物件についても鋭意用地交渉を続けている状況である。このため、2026年度に事業完了できる予定である。また、用地が買えた箇所から順次工事を進めているところである。

[委員] 評価調書3ページにおいて、判定Bの「今後も多少の阻害要因が見込まれる」と書かれた項目を選択しているが、この阻害要因とは具体的に何のことか。

[県] 現在、未契約の物件が残っていることが、多少の阻害要因であると判断し、当項目を選択した。

[委員] 評価調書3ページの「阻害要因」には「大きな阻害要因はない」と書いてあるが、少し矛盾してないか。

[県] 表現を修正する。

[委員] B/Cについて、バイパス全体ができた時に、当該区間の整備の有無でどれだけの効果があるか、ということか。

[県] はい。B/Cは当該区間の整備の有無で算出しております。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③街路事業（連続立体交差事業）費用対効果の算定方法

都市整備課から説明。

特に意見なし。

【再評価】

④街路事業（連続立体交差事業）：都市高速鉄道東海旅客鉄道武豊線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 本事業は踏切除却による安全性が重要であるので、事業完了後の5年目に実施する評価内容に安全性改善の効果を把握するためのアンケート調査の実施を検討してもらいたい。

[県] 再評価調書を修正する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

(3) 都市公園事業

①費用対効果の算定方法

公園緑地課から説明。

[委員] 分析対象範囲の設定において、公園利用者の 80%以上が見込まれる 50km としているが、どの公園も共通して 50km の範囲に設定するのか。

[県] 公園の種別によって対象範囲は異なり、今回の再評価対象である大高緑地及び牧野ヶ池緑地は広域公園のため、分析対象範囲を 50km と設定している。

[結論] 都市公園事業の費用対効果の算出方法について理解を得た。

【再評価】

②都市公園整備事業：大高緑地の審議

公園緑地課から説明。

[委員] 広域防災拠点として活用できるように検討しているとのことだが、協働作業を行っている大高緑地コレカラ談話会にて防災拠点としての活用方法を検討することがあるのか。

[県] 大高緑地コレカラ談話会は、公園内でボランティア活動を行っている NPO 団体等を構成員としており、大高緑地の魅力発信や魅力向上のために会議を行っている。将来の整備事業について意見を聴収することはあるが、防災拠点の活用等を議論することはしていない。

[委員] 1952 年から継続して事業を行っており、すでに 70 年以上経過している。今までの事業を総合的に評価するのではなく、これから事業を行うところを評価すべきではないか。

[県] 今回は過去の評価方法と同様に事業全体での評価を行っており、ご指摘の残事業の評価については改めて報告する。

[委員] 今後整備する事業について、駐車場台数や広場面積など具体的な計画はどうなっているのか。

[県] 広場や駐車場を整備する予定となっており、具体的な計画については、改めて報告する。

[委員] 評価調書3ページにある事業費において、維持管理費は含まれているのか。また、評価調書4ページにある維持管理費は何を指しているのか。

[県] 3ページの事業費には、維持管理費は含まれておらず、4ページの維持管理費は施設の修繕費や指定管理費を計上している。

[委員] 事業費の内訳が分かるように表記を修正すること。

[県] 承知した。

[結論] 次回委員会で再説明を求めるとし、審議を終了する。

【再評価】

③都市公園整備事業：牧野ヶ池緑地の審議

公園緑地課から説明。

[委員] 大高緑地と同様に、これから事業を行うところを評価すべきではないか。

[県] 残事業の評価については改めて報告する。

[委員] 残事業の周回園路について、今後整備予定の区間には隣接して現道があるため園路を整備する必要があるのか。

[県] 園路整備にあたって用地取得も進捗しており、健康づくりや自然とのふれあいの場となる牧野池を周回する園路整備が必要だと考えている。

[委員] 残事業の評価を含めて周回園路の必要性について再度説明してほしい。

[県] 承知した。

[結論] 次回委員会で再説明を求めるとし、審議を終了する。

(4) 漁港漁場整備事業

①費用対効果の算定方法

水産課から説明。

特に意見無し

【再評価】

②漁港漁場整備事業：栽培漁業センターの審議

水産課から説明。

[委員] 鉄骨造から木造に変更した経緯として、単に愛知県木材使用促進条例が施行された事に伴い、構造等を比較検討したとあるが、どのような内容か。

[県] 木造の他、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄筋と木造の複合構造の4種類で比較した。その中で、耐久性、耐震性、建設コスト、維持管理コストなどを点数化して評価した結果、木造を採用することとなった。

[委員] 単に条例が施行されたから木造にしたわけじゃない事がよく分かった。そのように検討した事を調書に書き足した方が良い。

[県] 再評価調書(案)を修正する。

[委員] 本事業は具体的な受益者がいる事業だと思うが、受益者負担は考えているのか。

[県] 栽培漁業センターで作った種苗は漁業者団体に売却するため、その売却価格が受益者負担になる。

[委員] その売却費用は調書のどこに記載してあるのか。

[県] 漁業者負担とは記載していないが、費用対効果の費用のうちの種苗生産業務運営費用の中に組み込んでいる。

[委員] 受益者負担に関する疑問は当然出てくるもの。税金で種苗生産して、漁業者はその育ったもので稼ぐという事であったら、負担が生じるのは当然のことであるため、受益者負担の事も調書に記載しておくべき。

[県] 再評価調書（案）を修正する。

[委員] 生産施設を本事業で増強し、実際に種苗生産事業を進めるうえでは、マンパワーが必要となると思うがその辺りは考慮されているのか。

[県] 施設が整備され、運用に人が必要になるのは令和7年度以降なので、来年度以降、予算要求の中で折衝していく。

なお、調書の種苗生産業務運営費用は増加する人件費も算定した上で算出している。

[委員] 事業費が増えた事について詳細に記載されているのは分かりやすく良いと思うが、事業費が大きく変わっており、当初計画の際に実情を踏まえた計画を立てられなかったのは、特殊な施設で前例が少ないためか。

[県] 種苗を生産する上で必要となる機械類などは設計の中で仕様を決定したうえで積算する必要があり、このように当初計画から大きく変更することとなった。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

以上